

医療介護総合確保促進会議の役割と今後の進め方について

本会議の役割

1. 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)の作成又は変更についての検討
2. 医療介護総合確保促進法に定める基金の用途及び配分等についての検証
3. その他医療及び介護の総合的な確保に関する事項についての検討

今後のスケジュール(案)

	医療介護総合確保促進会議	新たな財政支援制度(基金)
7月25日	第1回(総合確保方針作成に関する議論①)	
8月下旬頃	第2回(総合確保方針作成に関する議論②)(予定)	
9月上旬頃	第3回(総合確保方針作成に関する議論③)(予定)	
	総合確保方針の告示	基金の交付要綱等の発出 (交付要綱等の発出から都道府県計画の提出まで1か月程度を想定)
10月		内示
11月		交付決定
12月以降	第4回(基金の交付状況の報告等)(予定)	

※ 介護については平成27年度から実施

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（抄）

（総合確保方針）

第三条 厚生労働大臣は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（以下「総合確保方針」という。）を定めなければならない。

2 総合確保方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する基本方針及び介護保険法第百十六条第一項に規定する基本指針の基本となるべき事項

三 次条第一項に規定する都道府県計画及び第五条第一項に規定する市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項

四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、次条第一項に規定する都道府県計画、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）及び介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）の整合性の確保に関する事項

五 公正性及び透明性の確保その他第六条の基金を充てて実施する同条に規定する都道府県事業に関する基本的な事項

六 その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関し必要な事項

3 厚生労働大臣は、総合確保方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医療又は介護を受ける立場にある者、都道府県知事、市町村長（特別区の区長を含む。次条第四項及び第十条において同じ。）、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者（次条第四項及び第五条第四項において「医療保険者」という。）、医療機関、同法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者（次条第四項及び第五条第四項において「介護サービス事業者」という。）、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 厚生労働大臣は、総合確保方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。